

## 特定建築物の水質検査項目に 「亜硝酸態窒素」が追加されました。

平成26年4月1日より、特定建築物の水質検査項目に「亜硝酸態窒素」が追加されました。基準値は「0.04mg/L以下」です。

改正の理由は、特定建築物の水質基準を規定する元になっている「水質基準に関する省令」が、平成26年2月28日付で一部改正され、「亜硝酸態窒素」が9番目の項目として追加されたことを受けたものです。

この改正により、特定建築物が6ヶ月以内ごとに行う水質検査の項目は、**15項目が16項目**になります。また、水質検査の結果が基準に適合している場合に次回の検査で省略できる項目には該当しないので、今までの**10項目が11項目**になりました。

重要！

特定建築物の水質検査項目は

15項目 ⇒ 16項目

10項目 ⇒ 11項目 になります。

(ともに「亜硝酸態窒素」の追加による。)

### ■「亜硝酸態窒素」とは■

窒素肥料や腐食、家庭排水などに含まれる窒素化合物が化学的・微生物学的に酸化・還元を受けて生成します。

「硝酸態窒素・亜硝酸態窒素」は、主として満一歳未満の乳児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ)を起こす可能性があるといわれていました。そのため、「硝酸態窒素・亜硝酸態窒素」の水質基準値を10mg/L以下としてきました。

しかし、近年の知見で、亜硝酸態窒素単独では極めて低い濃度で影響があることがわかってきたことから、硝酸態窒素との合計量とは別に、単独で基準が設けられることとなりました。

【お問い合わせ先】 東京都健康安全研究センター 広域監視部

建築物監視指導課 ビル衛生検査担当 03-5937-1062